

耕畜連携水田活用対策事業費補助金交付要綱

〔 1 8 生畜第 2 7 5 2 号
平成 1 9 年 4 月 2 日
農林水産事務次官依命通知 〕

改正 平成 2 0 年 4 月 1 日 1 9 生畜第 2 4 4 4 号
最終改正 平成 2 1 年 4 月 1 日 2 0 生畜第 1 9 9 2 号

第 1 趣旨

国は、耕畜連携水田活用対策事業実施要綱（平成 1 9 年 4 月 2 日付け 1 8 生畜第 2 7 5 0 号農林水産事務次官依命通知。以下「耕畜連携実施要綱」という。）別紙 1 及び別紙 2 に定める経費に対し、予算の範囲内において、補助事業者に補助金を交付するものとし、その交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 3 0 年法律第 1 7 9 号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 3 0 年政令第 2 5 5 号。以下「適正化法施行令」という。）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和 3 1 年農林省令第 1 8 号。以下「規則」という。）、予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成 1 2 年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから地方農政局長に委任した件（平成 1 2 年 6 月 2 3 日農林水産省告示第 8 9 9 号）及び予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成 1 2 年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから沖縄総合事務局長に委任した件（平成 1 2 年 6 月 2 3 日農林水産省告示第 9 0 0 号）に定めのある場合を除くほか、この要綱に定めるところによる。

第 2 補助金の交付の対象及び補助率

第 1 に規定する経費及びこれに対する交付率は、別表に定めるところによる。

第 3 削除

第 4 補助金の交付の申請

- 1 適正化法第 5 条、適正化法施行令第 3 条及び規則第 2 条の規定に基づく申請書の様式は別紙様式第 1 号のとおりとし、正副 2 部を地方農政局長（北海道にあっては農林水産大臣、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長（以下「沖縄総合事務局長」という。）とする。第 7 の 2 のただし書きを除き、以下同じ。）に提出しなければならない。
- 2 補助事業者は、1 の申請書を提出するに当たって、各事業実施主体について当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助金対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和 6 3 年法律第 1 0 8 号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に交付率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合は、この限りでない。

第 5 交付の申請書類

規則第2条の規定による申請書の提出は、地方農政局長が別に定める日までに行うものとする。

第6 補助金の経費の配分の変更等

- 1 補助事業者は、規則第3条第1号イ又はロの規定に基づき地方農政局長の承認を受けようとする場合には、別紙様式第2号により補助金変更承認申請書正副2部を地方農政局長に提出しなければならない。
- 2 規則第3条第1号イ及びロに規定する農林水産大臣が定める軽微な変更は、別表の重要な変更の欄に掲げる変更以外の変更とする。

第7 補助事業の遂行

補助事業者は、規則第3条第2号の規定に基づき地方農政局長の指示を求める場合には、事業（本補助金の交付の対象となる事業をいう。以下同じ。）が予定の期間内に完了しない理由又は事業の遂行が困難となった理由及び事業の遂行状況を記載した書類正副2部を地方農政局長に提出しなければならない。

第8 概算払の請求及び状況報告

- 1 補助事業者は、概算払をもって補助金の請求をしようとするときは、別紙様式第3号による概算払請求書正副2部を地方農政局長（北海道にあっては生産局長等、沖縄県にあっては沖縄総合事務局長とする。第8を除き、以下同じ。）に提出しなければならない。
- 2 補助事業者は、適正化法第12条の規定に基づく報告を補助金の交付の決定があった年度の1月31日現在において、別紙様式第4号により事業遂行状況報告書正副2部を作成し、当該年度の2月20日までに地方農政局長に提出するものとする。ただし、地方農政局長が別に定める概算払請求書をもってこれに代えることができるものとする。

第9 実績報告書の提出

- 1 規則第6条第1項に規定する実績報告書の様式は、別紙様式第5号のとおりとし、地方農政局長に正副2部提出しなければならない。
- 2 第3の2ただし書により交付の申請をした補助事業者は、1の実績報告書を提出するに当たって第3の2ただし書に該当した各事業実施主体について当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- 3 第3の2ただし書により交付の申請をした補助事業者は、1の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（前記の規定により減額した各事業実施主体については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別紙様式第6号により速やかに地方農政局長に報告するとともに、地方農政局長の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

第10 処分を制限する財産

- 1 適正化法施行令第13条第4号の規定に基づく農林水産大臣が定める財産は、1件当たりの取得価格が50万円以上の機械及び器具とする。
- 2 適正化法施行令第13条第5号の規定に基づく農林水産大臣が定める財産は、牛、馬、豚及びめん羊とする。

第11 補助金に係る経理

規則第3条第4号に規定する帳簿及び証拠書類又は証拠物は、事業終了の年度の翌年度から起算して5年間整備保管しておかなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した財産で規則に定める処分制限期間を経過しない場合においては、別紙様式第7号の財産管理台帳その他関係書類を整備保管しなければならない。

第12 監査

地方農政局長は、都道府県協議会又は地域協議会に対し、必要があるときは、第10に規定する帳簿等について監査することができるものとする。

附 則

この通知による改正前の要綱に基づき、平成20年度までに採択した事業については、なお従前の例により取り扱うものとする。

別 表

区 分	経 費	補助率	重 要 な 変 更	
			経費の配分 の 変 更	事業の内容 の 変 更
耕畜連携 水田活用対 策事業	補助事業者が耕畜連 携実施要綱第4の2及 び3の事業を行うのに 要する資金の造成に要 する経費	定額		1 事業の新 設又は廃止 2 事業実施 主体の変更

別紙様式第1号

平成〇年度耕畜連携水田活用対策事業費補助金交付申請書

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿

北海道に主たる事務所を置く補助事業者にあ
っては農林水産大臣
沖縄県に主たる事務所を置く補助事業者にあ
っては内閣府沖縄総合事務局長

住所
〇〇都道府県〇〇〇協議会
代表者 印

平成〇年度において、下記のとおり事業を実施したいので、耕畜連携水田活用対策事業費補助金交付要綱(平成19年4月2日付け18生畜第2752号農林水産事務次官依命通知)第4の1の規定により、耕畜連携水田活用対策事業費補助金〇〇〇円の交付を申請する。

記

別紙のとおり。

別紙

1 事業の目的

2 事業の内容

事業の内容	事業費	負担区分		備考
		補助金	その他	
	円	円	円	
合計				

注1：「備考」の欄には、事業名ごとに仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇〇円うち国費〇〇〇円」を、同税額がない場合は「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含む税額」とそれぞれ記入するとともに、同税額を減額した場合には、合計の欄の備考欄に合計額（「除税額〇〇〇円のうち国費〇〇〇円」）を記入すること。
 2：国費の補助金以外の負担があった場合は、別途記載すること。

3 経費の配分及び負担区分

区分	総事業費	補助事業に要する経費 (a) + (b)	負担区分				備考
			国庫補助金 (a)	都道府県協議会費 (b)	地域協議会費 (c)	その他 (d)	
	円	円	円	円	円	円	
合計							

4 事業完了予定

年 月 日

5 収支予算
 (1) 収支の部

区分	本年度予算額	前年度予算額	比較増減		備考
			増	減	
1 補助金	円	円	円	円	
2 その他					
合計					

(2) 支出の部

区分	本年度予算額	前年度予算額	比較増減		備考
			増	減	
	円	円	円	円	
合計					

6 添付資料
 都道府県○○協議会業務方法書 (写)
 都道府県○○協議会規約 (写)
 各事業費の根拠となる経費ごとの内訳を記載した資料 (写) 等を添付すること。

別紙様式第2号

平成○年度耕畜連携水田活用対策事業費補助金変更交付申請書

番 号
年 月 日

○○農政局長 殿

北海道に主たる事務所を置く補助事業者にあつては農林水産大臣、
沖縄県に主たる事務所を置く補助事業者にあつては内閣府沖縄総合事務局長

所在地

団体名 ○○都道府県○○協議会

代表者

印

平成○年○月○日付け○第○号で補助金の交付決定の通知のあった事業について、下記のとおり変更したいので、耕畜連携水田活用対策事業費補助金交付要綱（平成19年4月2付け18生畜第2752号農林水産事務次官依命通知）第6の1の規定に基づき申請する。

記

注1：記の記載様式は、別紙様式第1号に準ずること。

この場合において、同様式中「事業の目的」を「変更の理由」と置き換え、補助金の交付決定により通知された事業の内容及び経費の配分と変更後の事業の内容及び経費の配分とを容易に比較対照できるように変更部分を二段書とし、変更前を括弧書で上段に記載すること。ただし、当該変更の対象外となる事業については省略すること。

また、添付書類については、補助金交付申請書に添付したものから変更があったものに限り添付すること。

2：補助金の額が増額する場合は、件名の「○○補助金変更交付申請書」を「○○交付金等の変更及び追加交付申請書」とし、本文中の「下記のとおり変更したいので、耕畜連携水田活用対策事業費補助金交付要綱第6の1の規定に基づき申請する。」を「下記のとおり変更したいので、耕畜連携水田活用対策事業費補助金交付要綱により、耕畜連携水田活用対策事業費補助金○○○円を追加交付されたく申請する。」とすること。

別紙様式第3号

平成〇年度耕畜連携水田活用対策事業費補助金概算払請求書

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿

北海道に主たる事務所を置く補助事業者にあつては農林水産大臣、
沖縄県に主たる事務所を置く補助事業者にあつては内閣府沖縄総合事務局長

官署支出官〇〇農政局総務部長 殿

北海道に主たる事務所を置く補助事業者にあつては官署支出官農林水産省大臣官房経理課長、
沖縄県に主たる事務所を置く補助事業者にあつては官署支出官内閣府沖縄総合事務局総務部長

所在地
団体名 〇〇都道府県〇〇協議会
代表者

印

平成〇年〇月〇日付け〇第〇号で補助金の交付決定の通知のあった事業について、耕畜連携水田活用対策事業費補助金交付要綱（平成19年4月2日付け18生畜第2752号農林水産事務次官依命通知）第8の1の規定に基づき概算払の請求をしたいので、下記により金〇〇〇円を概算払によって交付されたく請求します。

記

区分	補助事業に要する経費	国庫補助金 (A)	既受領額 (B)		今回請求額 (C)		残 額 (A)-(B)+(C)		事業完了予定年月日	備考
			金額	出来高	金額	〇月〇日まで 予定出来高	金額	〇月〇日まで 予定出来高		
	円	円	円	%	円	%	円	%		
計										

注：「区分」の欄には、別紙様式第1号の記の3の表の「区分」の欄に記載された事項について記載すること。

別紙様式第4号

平成〇年度耕畜連携水田活用対策事業費補助金遂行状況報告書

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿

北海道に主たる事務所を置く補助事業者にあつては農林水産大臣、
沖縄県に主たる事務所を置く補助事業者にあつては内閣府沖縄総合事務局長

所在地

団体名 〇〇都道府県〇〇協議会

代表者

印

平成〇年〇月〇日付け〇第〇号で補助金の交付決定の通知のあった事業について、耕畜連携水田活用対策事業費補助金交付要綱（平成19年4月2日付け18生畜第2752号農林水産事務次官依命通知）第8の2の規定により、その遂行状況を下記のとおり報告する。

記

区 分	総事業費	事 業 の 遂 行 状 況				備 考
		1 月 末 まで 完 了 し た も の		2 月 1 日 以 降 に 実 施 す る も の		
		事業費	出来高比率	事業費	事業完了 予定年月日	
	円	円	%	円		

注：「区分」の欄には、別紙様式第1号の記の3の表の「区分」の欄に記載された事項について記載すること。

平成〇年度耕畜連携水田活用対策事業費補助金実績報告書

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿

〔北海道に主たる事務所を置く補助事業者にあつては農林水産大臣、
沖縄県に主たる事務所を置く補助事業者にあつては内閣府沖縄総合事務局長〕

所在地

団体名 〇〇都道府県〇〇協議会

代表者

印

平成〇年〇月〇日付け〇第〇号で補助金の交付決定の通知のあった事業について、下記のとおり実施したので、耕畜連携水田活用対策事業費補助金交付要綱（平成19年4月2日付け19生畜第2752号農林水産事務次官依命通知）第9の1の規定により、その実績を報告する。

なお、併せて精算額として耕畜連携水田活用対策事業費補助金 〇〇〇円交付を請求する。

記

注1：記の記載様式は、別紙様式第1号に準ずること。

なお、軽微な変更があつた場合においては、容易に比較対照できるよう変更部分を二段書とし、変更前を括弧書で上段に記載すること。

2：各事業費の根拠となる支払経費ごとの内訳を記載した資料及び帳簿の写しを添付すること。

平成〇年度耕畜連携水田活用対策事業費補助金実績
(生産振興助成事業分)

事業実施 主体名、 地区名	施設の 所在地	受益		目標数値等				事業内容 工種、施設 区分、構造、 規格、能力 等)	事業量 (単価、回数、 基数、台数、 面積等)	竣工予定 又は完了 年月日	事業費	負担区分		備考	
		戸数	面積、 頭数等	目標の 内容	現状 (平成〇 年度)	目標 (平成〇 年度)	増減 (率)					国費	その他		
		戸	ha、頭												
計															

平成〇年度 耕畜連携水田活用対策事業(取組面積助成事業)の取組実績表(総括表)

助成対象者区分	助成区分	助成対象者数 (人)	助成対象面積 (㎡)	事業費 (円)	備考	
					国庫補助金 (円)	④=①×②
認定農業者 特定農業団体 生産集団	団地化		①	③		
	稲発酵粗飼料					
	わら専用稲					
	水田放牧					
	資源循環					
	事務費					
合計	団地化					
	稲発酵粗飼料					
	わら専用稲					
	水田放牧					
	資源循環					
	事務費					

注：地域水田農業推進協議会ごとの合計を記入すること。

地域水田農業推進協議会別明細

地域水田農業推進協議会名							
助成対象者区分	助成区分	助成対象者数 (人)	助成対象面積 (㎡)	助成単価 (円/㎡)	事業費 (円)	国庫補助金 (円)	備考
			①	②	③	④=①×②	
	団地化						
	稲発酵粗飼料						
	わら専用稲						
	水田放牧						
	資源循環						
事務費							
合計	団地化						
	稲発酵粗飼料						
	わら専用稲						
	水田放牧						
	資源循環						
事務費							

注1: 「助成対象者区分」の欄には、認定農業者、特定農業者、特定農業団体、生産集団の別を記入すること。

注2: 「助成単価」の欄には、地域協議会が定める単価を記入すること。

注3: 電算機等による処理の場合は、内容の変更を伴わない限り、必要に応じて様式を変更できるものとし、都道府県水田農業推進協議会への提出は電磁的記録(磁気ディスク等電子的方式又は磁気的方式で作られた記録をいう。)によることができる。

平成〇年度仕入れに係る消費税相当額報告書

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿

〔北海道に主たる事務所を置く補助事業者にあつては農林水産大臣、
沖縄県に主たる事務所を置く補助事業者にあつては内閣府沖縄総合事務局長〕

所在地
団体名 〇〇都道府県〇〇協議会
代表者

印

平成〇年〇月〇日付け〇第〇号で補助金の交付決定の通知のあつた耕畜連携水田活用対策事業費補助金について、耕畜連携水田活用対策事業費補助金交付要綱（平成19年4月2日付け18生畜第2752号農林水産事務次官依命通知）第9の3の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 適正化法第15条の補助金の額の確定額	金	円
(平成〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号による額の確定通知額)		
2 補助金の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額	金	円
3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税等相当額	金	円
4 補助金返還相当額(3-2)	金	円

注：事業実施主体別の内訳資料、その他参考となる資料を添付すること。

